

- 『史料館所蔵史料目録第四十三集（信濃国松代真田家文書その四）』国立史料館、1986年。
- 『史料館所蔵史料目録第五十一集（信濃国松代真田家文書その五）』国文学研究資料館史料館、1990年。
- 『史料館所蔵史料目録 第五十九集（信濃国松代真田家文書〈その六〉）』国文学研究資料館史料館、1993年。
- 『史料館所蔵史料目録 第86集（信濃国松代真田家文書〈その7〉）』人間文化研究機構国文学研究資料館、2008年。
- 『史料館所蔵史料目録 第87集（信濃国松代真田家文書〈その8〉）』人間文化研究機構国文学研究資料館、2008年。
- 国立史料館編『史料館叢書 真田家家中明細書』東京大学出版会、1986年。
- 『松代町史 上巻』松代町、1929年。
- 藤沢直枝『上田市史 下』信濃毎日新聞社、1940年。
- 『更級埴科地方誌 第三巻 近世編上』更級埴科地方誌刊行会、1980年。
- 『更級埴科地方誌 近世編下』更級埴科地方誌刊行会、1981年。
- 『中野市誌 歴史編（後編）』中野市、1981年。
- 『長野市誌 第三巻・歴史編・近世一』長野市、2001年。
- 『長野市誌 第四巻・歴史編・近世二』長野市、2004年。
- 『長野市誌 第五巻・歴史編・近代一』長野市、1997年。
- 『長野市誌 第十三巻・資料編・近世』長野市、1997年。
- 『長野県史 通史編・第四巻・近世一』長野県、1987年。
- 『長野県史 通史編・第五巻・近世二』長野県、1988年。
- 『長野県史 通史編・第六巻・近世三』長野県、1989年。
- 『長野県史 通史編・第七巻・近代一』長野県、1988年。
- 『長野県史 近世史料編・第七巻・一』長野県、1981年。
- 『長野県史 近世史料編・第七巻・二』長野県、1981年。
- 『長野県史 近世史料編・第七巻・三』長野県、1982年。
- 『長野県史 近世史料編・第八巻・一』長野県、1975年。
- 『長野県史 近世史料編・第八巻・二』長野県、1976年。
- 『長野県史 近代史料編・第一巻・維新』長野県、1980年。
- 吉永昭「藩財政についての基礎的研究（上）・（下）」（『史学研究』第55号・56号、1954年）
- 笠谷和比古「大名文書の史的特質と目録編成」（国文学研究資料館史料館編『史料の整理と管理』岩波書店、1988年）。
- 原島陽一「真田家文書と松代藩家臣団の職制機構」（『史料館研究紀要』第10号、1978年）。

- 井上勝生「藩財政史料の構造と分類法について」(『史料館研究紀要』第10号、1978年)。
- 原島陽一「宝物館所蔵真田家文書の特徴と意義」(『松代—真田の歴史と文化—』第4号、1991年)。
- 北村保「真田宝物館所蔵真田家文書について」(『信濃』第44巻第12号、1992年)。
- 原島陽一「明治三年の『職員録』」(『松代—真田の歴史と文化—』第7号、1994年)。
- 原田和彦「長野県宝『真田家文書』の基礎的考察—流入文書について」(真田宝物館『松代—真田の歴史と文化—』第10号、1997年)。
- 原田和彦「真田家の印章について—「真田家文書」における位置—」(『松代—真田の歴史と文化—』第11号、1998年)。
- 山中さゆり「近代における真田家資料の展示と整理—長岡助次郎資料から—」(『松代—真田の歴史と文化—』第11号、1998年)。
- 原田和彦「『真田家文書』について」(『信濃』第50巻第4号、1998年)。
- 原田和彦「『真田家文書 拾遺』」(『信濃』第50巻第11号、1998年)。
- 原田和彦「松代城の『城付諸道具』—真田家大名道具論(一)—」(『松代—真田の歴史と文化—』第12号、1999年)。
- 原田和彦「江戸時代における真田昌幸像」(小林計一郎編『真田昌幸のすべて』、新人物往来社、1999年)。
- 原田和彦「真田家伝来の大名道具と道具帳—真田家大名道具論(二)—」(『松代—真田の歴史と文化—』第13号、2000年)。
- 渡辺尚志「大名家文書の中の『村方文書』」(高木俊輔・渡辺浩一編著『日本近世史料学研究—史料空間論への旅立ち—』北海道大学図書刊行会、2000年、のち渡辺尚志編『藩地域の構造と変容—信濃国松代藩地域の研究—』岩田書院、2005年に再録)。
- 北村典子「史料紹介『御腰物帳』」(『松代—真田の歴史と文化—』第16号、2003年)。
- 『真田宝物館収蔵品目録 長野県宝・真田家文書(1)』松代藩文化施設管理事務所、2004年。
- 『真田宝物館収蔵品目録 長野県宝・真田家文書(2)』松代藩文化施設管理事務所、2005年。
- 『真田宝物館収蔵品目録 長野県宝・真田家文書(3)』松代藩文化施設管理事務所、2006年。
- 『真田宝物館収蔵品目録 長野県宝・真田家文書(4)』松代藩文化施設管理事務所、2007年。
- 原田和彦「『木地蠟金御紋附御文庫』の文書類について」(『真田宝物館収蔵品目録 長野県宝・真田家文書(2)』松代文化施設等管理事務所、2005年)。
- 渡辺尚志編『藩地域の構造と変容—信濃国松代藩地域の研究—』(岩田書院、2005年)
- 北村典子「資料紹介『御腰物元帳』と真田家伝来の御腰物」(『松代—真田の歴史と文化—』第18号、2005年)。
- 種村威史「天保期日光社参における宿城儀礼と奏者番」(『国史学』第190号、2006年)
- 原田和彦「松代藩における文書の管理と伝来」(国文学研究資料館アーカイブズ研究系編『藩政アーカイブ

ズの研究』岩田書院、2008年)。

山中さゆり「真田家文書目録編成試論—研究の現状と展望—」(『松代—真田の歴史と文化—』第21号、2007年)。

渡辺尚志・小関悠一郎編『藩地域の政策主体と藩政 信濃国松代藩地域の研究Ⅱ』(岩田書院、2008年)。

古川貞雄「松代藩御勘定所元メ役・御勘定役史料」(『市誌ながの』第7号、2000年)。

国文学研究資料館アーカイブズ研究系編『藩政アーカイブズの研究—近世における文書管理と保存—』(岩田書院、2008年)。

国文学研究資料館アーカイブズ研究系編『藩の文書管理』(名著出版、2008年)。

浅倉有子「松代城地の払下と真田家の道具類(宝物)の管理」(『松代—真田の歴史と文化—』第22号、2008年)。

藤尾隆志・藪田貫「津田秀夫文庫文書目録4松代藩真田家大坂御用場関係文書について」(関西大学『博物館紀要』第12号、2008年)。

補説 弘方御金奉行の財方における役割について

種村 威史

I、はじめに

当館所蔵真田家文書の多くが財政関係史料であることは、既に指摘されるところである。

松代藩財政組織は、大凡、「御蔵役所」を役所とする郡奉行支配下の代官や勘定元メと花ノ丸御殿の一角を役所とする御金奉行によって構成されていたと考えられる。前者については、鈴木寿氏が代官・越石代官・手代の、古川貞雄氏が勘定元メ役の役職の起源・沿革等の上申書をそれぞれ紹介しており（鈴木氏は『更級埴科地方誌 近世編下』更級埴科地方誌刊行会、1980年、古川氏は「松代藩勘定所元メ役・御勘定所史料」『市誌ながの』第7号、2000年）、さらに近年の松代藩研究においては郡方や勘定元メの日記の分析が進み、その職掌が明らかになりつつある。しかし、後者に関する研究はこれまで皆無に近い。松代藩財政組織を総合的に把握するためには、御金奉行の職掌に関する理解は不可欠であると考えられる。そこで、本稿では、元方・弘方・さらに収納方・余慶方より構成される御金奉行の内、特に弘方御金奉行の職掌等を記録した「御役方起原并勤方沿革申上控」（当館所蔵真田家文書 あ3405、以下「役方起原」）を主な史料として、御金奉行の職掌について概観し、今後の松代藩財政組織の研究の進展のための基礎としたい。

あらかじめ、「役職起原」の史料的性格について記しておきたい。形態は縦帳で、墨付27丁。外題はなく、「御役方起原并勤方沿革申上控」との史料名は当館で付与したものである。作成年代は不明であるが、史料中に「明治二巳年十一月十六日御弘方關役ニ相成候付是迄之取扱金錢司金江引渡左之通」と弘方が管理する資金を司金へ引き継いだ旨の記述が見られることから、少なくとも明治2年（1867）11月以降に作成されたことは確実である。敢えて推測すれば、明治2年の職制改正にともない職務の引継ぎのために作成されたのではないだろうか。なお、既述の鈴木・古川両氏が紹介する上申書は、いずれも嘉永5年（1852）成立のものであるのに対し、本史料は明治2年11月以降、すなわち明治2年の職制改正後に作成されたところに特徴がある。すなわち、江戸時代の弘方の職掌とともに、職制改正に伴う、職務引継ぎの様子も明らかできるわけである。なお、巻末に翻刻文を掲載した。今後の松代藩研究に役立てていただければ幸いである。

II、弘方御金奉行の沿革

弘方御金奉行の沿革はなお不明な部分も少なくないが、「役方起原」によって、貞享年間には存在していたこと、初期の御金奉行は元方・弘方の区別がなく、職掌が初めて分化するのは享保19年（1734）であること、元禄9年（1696）より藩主の腰物を管理していたこと、一旦は統合された後、寛保3年（1743）より再度分化され、明治2年に至ること、さらには、古い職務書類が「明和年中より安永年中迄伺之上取崩、反古御用ニ相立残置候」と安永年間以前には既に、継続的な廃業・保存を実施していたことが明らかになる。

払方御金奉行の定員は、宝永6年(1709)より安永5年(1776)までは2～3人であったが、寛政5年(1793)には5人にまで増加し、文化年中より4～5人で安定する。払方御金奉行の就任者をまとめたのが別表であるが、これを見ると、大凡100石～300石までの知行取が多いが、歳米取も散見する。職歴を見れば、前職は御納戸より就任しているものも多いが、御番入から初任で就任するものが圧倒的に多い。離職後は享保～天明年間までは、元方御金奉行に転進するものが多く見られ、その転進コースは固定していたようであるが、寛政期以降はその限りではなく武具奉行、普請奉行、吟味役、さらには目付へまで栄転する者など様々となっている。番入より就任し、後の転身のためのステップアップの場となっていたのであろう。ただし、最終的には、払方へ帰役するものも見られることからすると、職務を全うするには一定度の専門性が求められたと考えられる。

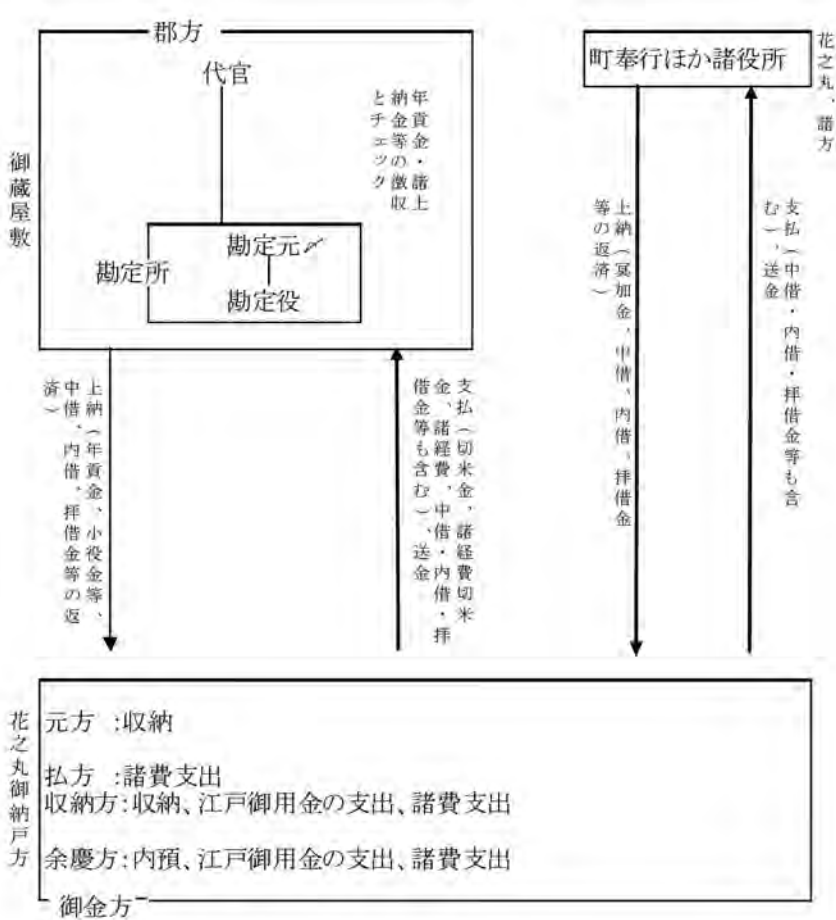
払方は元方や御納戸役と共に「御納戸三役」と称されていたことが元方の執務日記「元方日記」(い1488)よりわかる。「御納戸三役」の職務分掌は必ずしも明確ではないが、元方は御金の出納、払方は御金の支出を担当し、御納戸は諸物品の管理を行っていた。なぜ、元方・払方と御納戸が「御納戸三役」と一括して呼称されるかといえ、それは後述するように、御金奉行が、御金の管理とともに真田家重代の腰物等の「御道具」の管理をしていたことに関係しよう。御金奉行の配下には、物書小頭(4人)、御徳居、御金番(8人)、小納戸、御研師、御鞆師、さらには「役方起原」には見えないが、納戸方を統括する御納戸元メ(1人)が置かれ実務に当たっていたが、この内、御納戸元メや小納戸等が「御納戸三役」の支配下にあった。したがって、これらの役職の任免などに関する書類の作成者や受取者名は、「御納戸三役」の連名であるのが通例であった。

Ⅲ、払方御金奉行の職掌

図1は近世後期の松代藩の金銭の流れを掲載したものである。松代藩財政の基本は、藩内の村から上納される年貢金や小役等である。特に年貢金については、松代藩は当初、原物物の納入が原則であったが、宝暦8年(1758)2月、恩田木工等の宝暦改革によって「里郷」は3～11月まで、「山中」は4月～11月まで、月割で金納する月割上納制度を採用し、それに伴い小役も原則として金納化した。これらは4名の代官によって徴収され、勘定所に納入される。そこで、数量などの勘定が行われた後、藩庁である花ノ丸に上納される。上納された金銭は元方が受取り、御金蔵に納入した上で、元方内の収納掛、余慶掛、さらには払方に配分され、藩士の切米金や藩内の各部局の諸経費や諸手当、さらには中借、内借、拝借金等の貸借金、さらには代官や町奉行等を通じて村や町へ手当金や貸付金が支給される。

元方作成の慶応3年(1867)「諸向金銭上納帳」(あ1647)の12月分の項を見ると、元方にある元金(年貢金、小役金、冥加金、上納金等の合計)は6万984両3分2朱と銭2万2297貫328文で、内訳は収納方596両3分2朱と銭473貫323文、余慶方は金銭3473両2分3朱と銭956貫157文、「格別の方」が17両1分1朱と銭2貫525文であるのに対し、払方は金5万5897両1朱と銭2万865貫319文と圧倒的に多いことが判かる。勿論、この金額は全てではなく、臨時的な元方からの支給金や他部局からの借入金もさらに含ま

図1 近世後期の松代藩の金銭の流れ



出典：「(慶応3年) 諸向金銭上納帳」(あ1617)、「(慶応3年) 御収納金銭請払御日記」(あ1776)、「(慶応3年) 金銭請払御日記御勘定」(あ1971)等を参考に作成。

れ運営されることになり、例えば慶応3年1月の払方の資金は14万両余となる。

払方が特に、中借や内借、切米の支給、参勤交代へ供奉する藩士への諸入用の支給、江戸拝借金、さらには銭の購入等、さらには江戸御用金の支出の際の立合など多様な事項を職掌としていたことが「役方起原」より明らかであるが、払方以外にも収納方や余慶方が支出を担当していたことは付記したい。両者は江戸御用金や諸向きへの中借や内借の支出を担当しており、特に、江戸御用金は、松代藩財政の支出部門のトップを占め、財政機構における重要性を指摘できよう。払方や余慶方は、元方や払方の兼任であることは『史料叢書8 真田家家中明細書』(東京大学出版会、1986年)等より明らかである。しかし、両者の御金奉行所における位置や職掌は総じて未解明であること、したがって図1の記述は、今後、多少の修正が必要となる可能性のあることを了解されたい。

「役方起原」には、弘方の職務上、蓄積された主要な諸書類が「御日記其外品々御帳類」として記録されている。この内、当館に残存しているのは、「金銭請払御日記」16冊、「諸向中借金銭帳」12冊、「諸向内出金銭書上帳」19冊のみである。なお、「役方起原」には「一御土蔵一戸前 内腰掛裏 右は御元方御納戸共一同共御預り」とともに御納戸方三役が共有する土蔵を所持していたとあるが、前述した諸書類はここに保管されていたものであろう。

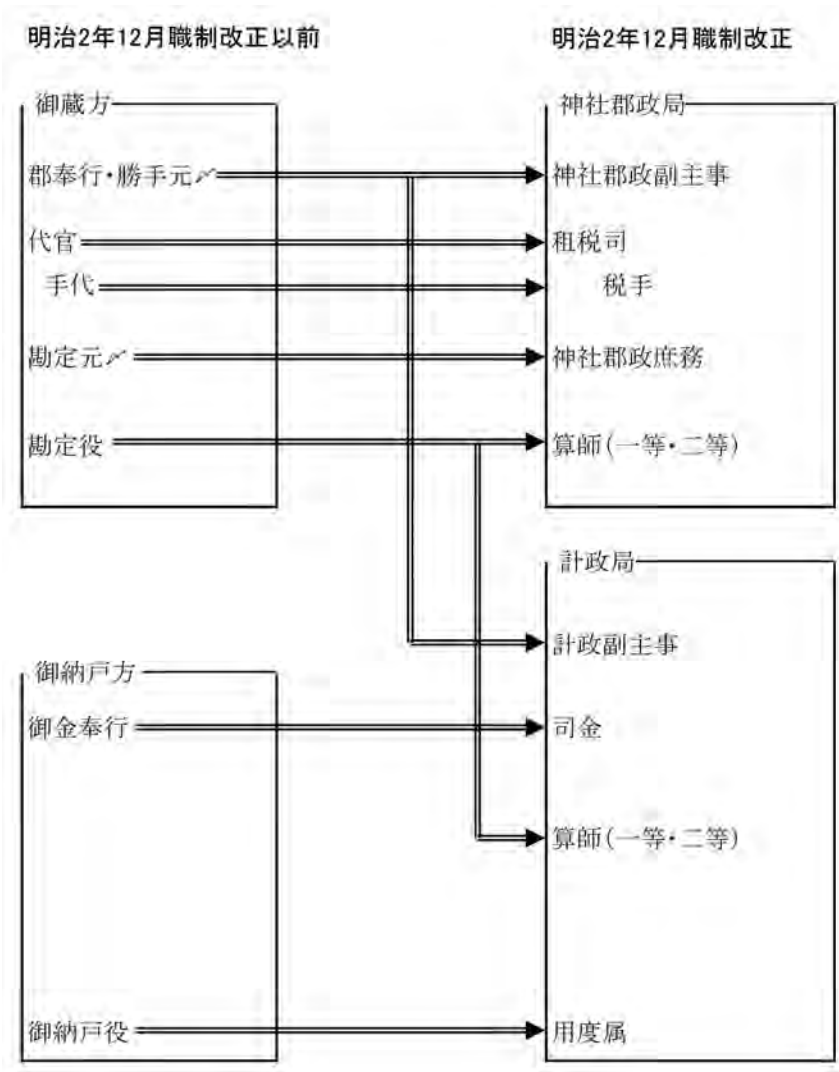
IV、御金奉行役所の所在と宝物管理

御金奉行の役所は、「役方起原」中に「御役所は御台所続二階二而御元方と相并隔之格子御座候、先年は御元方一同二御座候」とあり、台所の二階に存在したこと、その一室を格子で分けする形で元方と弘方で共有していたことがわかる。台所とは、藩主の居住する花ノ丸に一角にあった。後掲の花ノ丸絵図（し480）を見ると、やや手前に御台所土間があることがわかる。絵図中には記載はないが、この二階に御金奉行の執務室が存在したのであろう。この一角には、配下の小納戸や買物役、監察役の吟味役、廊下続で勘定吟味役等の役所が見える。さらに、台所土間の正面には御金蔵も見えるが、ここに松代藩の金銭が収納されて、その開封は御納戸三役の責任であった。

ところで、既に「史料目録88集 信濃国松代藩真田家文書目録（その9）」の解題で指摘するように、郡方支配の役職は、大手門の出先にある「御蔵屋敷」に役所を持っていたが、「御蔵屋敷」と花ノ丸御殿とはかなり距離がある。しかし、その職務上、御金奉行と郡方支配の役職は相互に関連することは言うまでもなく、さらに文書授受でも、「金銭諸払御元方一同取調、毎月晦日郡方江突合仕候」（「御払切之事」）とあるように郡奉行や勘定役のチェックが必要なものも多い。なぜ、職務上、かかる不便な配置をとっていたのか。

一つには、御金奉行が、御金の出納とともに藩主の宝物管理を担当していたことと関係があるように思われる。「役方起原」によれば、弘方の職掌は御金の出納管理以外に、「御腰物 一吉光御脇差、一御腰物櫃一棹、一御重代其外御腰物并御小道具 右は御元方一同御預仕候、取扱方万端御元方より書上仕候付不申上候」とあり、弘方・元方一同での、吉光脇差ほかの真田家重代の腰物管理がある。吉光の脇差とは、関ヶ原の戦いの時に真田信之が、徳川家康より拝領した「吉光の短刀」のことである。さらに、この短刀と同じ長持に真田家重代の古文書が一緒に入り、その文書群を「吉文書」、長持を「吉光御長持并御腰物箆笥」と称した。この箆笥は藩主の参勤に伴い松代と江戸を往来する、まさに藩主権威の象徴であったわけであるが、箆笥は松代にある間は花ノ丸の「御広間」の床の間に置かれた（以上、原田和彦氏「松代藩における文書の管理と伝来」国文学研究資料館アーカイブズ研究系編『藩政アーカイブズの研究』岩田書院、2008年）。すなわち、「御広間」にある「吉光御長持并御腰物箆笥」を管理するという職掌の都合から御金奉行の役所が花ノ丸御殿に設置されたのではないだろうか。二つ目の理由は、藩の資金を管理する御金奉行所と財政を執行する郡方系統の部局が明確に分離していたためであろう。すなわち、資金運用のチェック機能を厳格化する措置と考えられるのである。

図2 明治2年の職制改正以前・以降の松代藩財政組織



出典：大平喜間太編 『松代町史』上巻（長野県埴科郡松代町役場、1929年）
 p 509～521、国立史料館編『史料館叢書8 真田家家臣明細帳』（東京大学
 出版会、1986年）、「(明治2年11月)日記扣」(い1098)等より作成

V、御金奉行から司金へ

松代藩では明治2年12月に職制の改正が実施されたわけであるが、明治2年以前と以降の松代藩の財政機構の変化をまとめたのが図2である。職制改正に伴い、松代藩では領内の村々や神社の支配を掌る神社郡政局と、財政業務を担当する計政局が設置される。御金奉行は計政局内の司金へ引き継がれる。一方、郡奉行系統のうち郡奉行が神社郡政副主事と計政副主事に、勘定役が、神社郡政局と計政局の算師に分化する。すなわち、郡奉行系統と御納戸方系統を一部統合する等し職制を再編したわけである。郡奉行系統の民政と財政に関わる職掌を分化したものである。なお、明治期の松代藩（県）内の職制図については、「史

料目録 91 集 信濃国松代藩真田家文書目録（その12）」に掲載されており、併せて参照されたい。

「役方起原」には「明治二巳年十一月十六日御払方闕役ニ相成候付是迄之取扱金銭司金江引渡左之通」と、払方の廃止に伴い、1万1086両3分と銭309貫75文が司金へと引き継がれたことが記されている。なお、「役方起原」にみえる「内預」とは、一時的な預り、といった程の意味であろう。注意したいのは、司金へ引き継がれた1万1086両3分余には、中借や内借の内の未決済分が含まれる点である。中借や内借は、最終的に決済した時点で支出項目に掲載され差引されるのである。すなわち、1万1086両3分余は、ある種、架空の資産であり、実際の払方の手元にある（「御在金」）は274両3分余しかないのである。かかる資産状況は、松代藩財政の特性を考える上で留意すべきである。

最後に、職制改正に関わり御金奉行が司金に移行する際、文書行政の変化を示す記事を提示する（「（明治2年）計政日記」、当館寄託松代真田家文書、191）。「役方起原」の記事と比較すると、中借や内借金等文書作成の手續きに変化が生じたことがわかる等、職制改正以前と以降の文書の取り扱いの変化を知ることが可能である。参照されたい。なお、史料中の「計監」は藩政の監察官であり、明治2年以前では吟味役や目付がその役職に相当する。また、「御収納方」とはこの場合、元方御金奉行を指す。

（明治2年）
十二月四日

計監

御納戸方之儀御収納方・御払方之名目を廃し、貨幣出納共総而司金ニ而取扱候事

但従前口々之帳立総而御当用江結込、出納共一帳ツハ仕立候事

一諸向内出を廃し中借払之事

但中借之義は其御用向名目を証文江書載御役方江差出、見届印之上計政局江差出、副主事之印を受司金より受取可申事

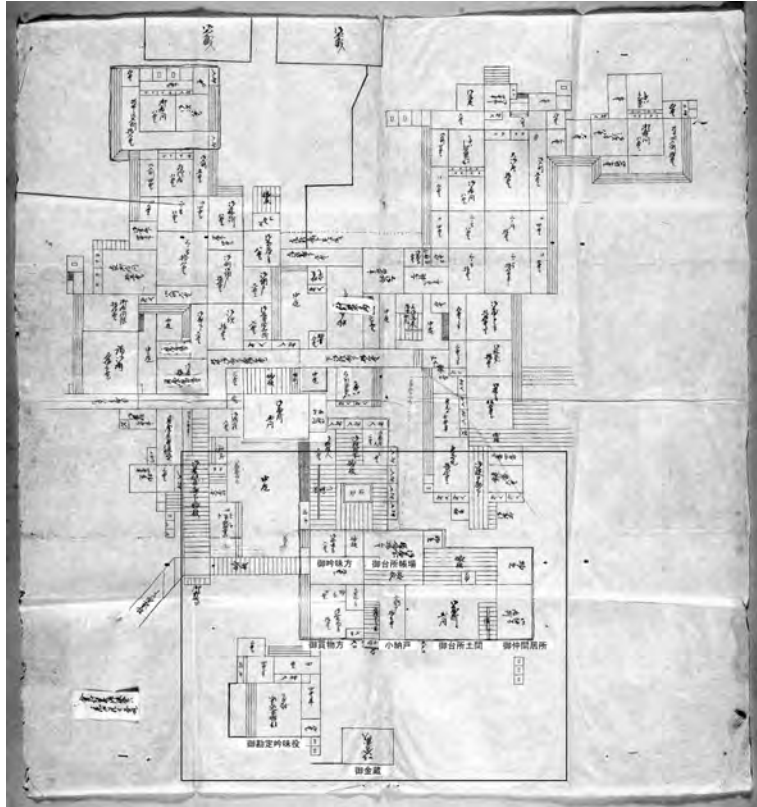
一従前差懸中借之儀は、右証文御勘定吟味見届印無之相済来候処、向後は差懸之節成共御役方見届印可受旨計政副主事江申渡候、尤夜中等至急之節ハ主事之証書を以相渡、翌日御役方割印之上右証書可相返旨司金へ申渡候間、其段相心得可取計事

一監察方御内用金、是迄御納戸役より受取来候処、以来は計政副主事江申立之上、御役方割印受司金より受取可申、夜中等至急之節ハ前文之通、尤追而本証文引替可申事

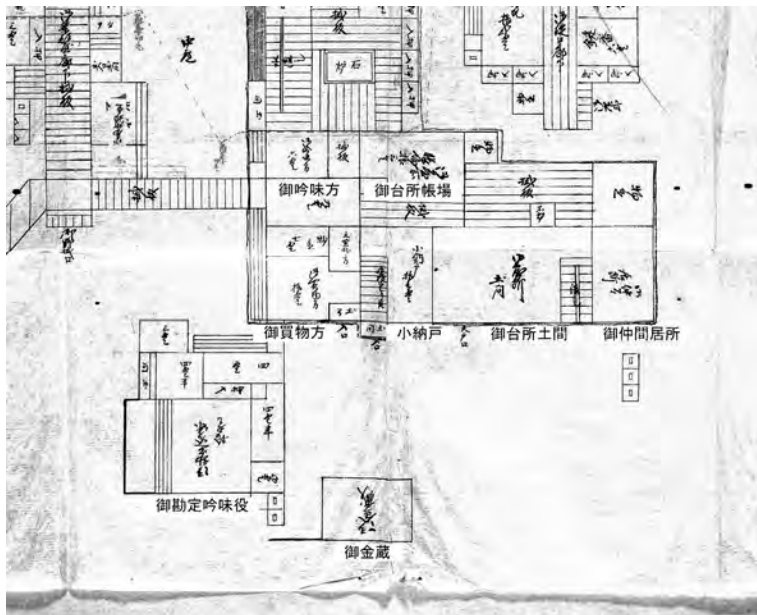
附御用名目相認候ニ不及候事

右之通相心得向々江も可申通事

右前島有年招呼申渡之



絵図1 花ノ丸御殿〈全体〉(し480)に加筆したもの



絵図2 花ノ丸御殿〈絵図1の囲い部分〉

別表 弘方御金奉行就任者一覧

氏名	在職期間	前職	後職
関口軍蔵	享保19年～ 元文4年		元方御金奉行
近藤七左衛門	元文4年～?	御納戸役	
小崎孝右衛門	寛保3年～?		
入十助	宝暦2年～?		元方御金奉行
依田縫殿進	宝暦2年～?		
金子甚五右衛門	宝暦2年～?		
牧野喜間太	宝暦8年～?		
山口清之進	宝暦9年～?		
井上与一兵衛	宝暦11年～?		元方御金奉行
安藤但見	宝暦11年～?		
原又左衛門	明和元年～?		
斎藤四郎右衛門	明和元年～?		
常田彦之進	明和元年～?		
望月九郎右衛門	明和元年～?		
長谷川四郎治	明和元年～?		元方御金奉行

氏名	在職期間	前職	後職
原半兵衛	明和6年～?		
星野権右衛門	明和7年～?		元方御金奉行
宮下六郎大夫	明和7年～?		
白川八右衛門	明和7年～?	御納戸役	元方御金奉行
白川又三郎	明和7年～?		
長谷川四郎治	明和8年～?	元方御金奉行 *帰役	願の通り御役 御免
加藤武右衛門	安永2年～?		
高山平十郎	安永3年～安永7 年		御御吟味役
斎藤新蔵	安永4年～安永5 年		御目付役
大嶋一郎兵衛	安永4年～安永7 年		御目付役
菅沼九兵衛	安永4年～安永5 年	御納戸役	願の通り御役 御免
菅沼助右衛門	安永5年～安永6 年		御目付役
成沢十郎左衛門	安永6年～天明3 年		御目付役
赤沢内蔵進	安永6年～安永7 年		元方御金奉行
矢野武右衛門	安永7年～安永 10年		御使役

氏名	在職期間	前職	後職
斎藤治右衛門	安永7年～ 天明7年		役替元方御金奉行
岡野湯之助	安永7年～安永10年		御目付役
柘植量右衛門	安永10年～天明4年		御吟味役
祢津嘉治人	安永10年～?		
湯本十学	天明3年～天明7年	御納戸役	元方御金奉行
長谷川金蔵	天明4年～?	御納戸役	願の通り御役御免
樋口弾右衛門	天明4年～?		
三井寿一郎	天明5年～寛政12年		元方御金奉行
金子甚左衛門	天明6年～寛政元年		元方御金奉行
桜井六郎左衛門	天明7年～?		御目付役
金兎総左衛門	天明9年～寛政3年		元方御金奉行
長谷川市左衛門	天明9年～?		
綿貫五郎兵衛	寛政2年～?		御普請奉行
宮下治郎蔵	寛政2年～?		願の通り御役御免
片岡半十郎	寛政2年～?		御目付役
白川松三郎	寛政2年～?		願の通り御役御免

氏名	在職期間	前職	後職
磯田市兵衛	寛政2年～?		御近習役
矢野源八	寛政6年～ 享和元年		元方御金奉行
長谷川男也	寛政6年～?		御目付役
山寺藤左衛門	寛政6年～?		御目付役
大嶋新右衛門	寛政6年～?		願の通り御役御免
与良弥門	寛政6年～文化3年		御吟味役
望月権之進	寛政10年～?		御普請奉行
東條与一郎	寛政10年～ 文化5年		御役御免御番入
森山嘉藤太	享和5年～?		願の通り御役御免
山寺藤左衛門	享和元年～文化5年	御目付役より 帰役	御役御免御番入
長谷川藤右衛門	享和4年～ 文化5年		
石倉源五左衛門	文化2年～?	(御納戸役)	道橋奉行
原直衛	文化4年～?		願の通り御役御免
藤田右仲	文化5年～文化9年	御納戸役	御吟味役
興津権右衛門	文化5年～文化7年		御武具奉行
三井源五郎	文化5年～文化14年	元方御金奉行	

氏名	在職期間	前職	後職
宮嶋清左衛門	文化6年～?		願の通り御役御免
金井兵左衛門	文化7年～文化8年		願の通り御役御免
奥村三左衛門	文化8年～文政2年		御役御免御番入
馬場介作	文化9年～文化12年		御普請奉行
大嶋永左衛門	文化10年～文化12年		願の通り御役御免
金児丈助	文化12年～文化13年		御吟味役
小幡勝七郎	文化12年～文化15年		御使役
原軍治	文化12年～文政元年		御奥元ノ役
渡辺清右衛門	文化14年～文政4年	御納戸役	御吟味役
金子半兵衛	文政元年～文政3年		御武具奉行
安藤十郎左衛門	文政元年～文政3年		御吟味役
綿貫左四郎	文政元年～文政3年		若殿様御近習役
矢島左殿助	文政2年～文政5年		元方御金奉行
宮下小平太	文政3年～文政12年		御目付役
金井甚五左衛門	文政3年～文政6年		道橋奉行
彦沼弥惣右衛門	文政3年～文政8年		御目付役

氏名	在職期間	前職	後職
依田木工右衛門	文政3年～?		願の通り御役御免
関口又十郎	文政5年～?	御納戸役	
片岡此面	文政8年～文政8年	御近習役→番入	御使役
岡部八十喜	文政8年～文政8年(文政9年)	番入	御訴訟(内願により御役御免)
長井主計	文政9年～天保7年	番入	御使役
桜井利右衛門	文政9年～文政13年	番入	御武具奉行
長谷川善兵衛	文政10年～文政11年	御納戸役(それ以前に元方御金奉行)	武具奉行
祢津綾之介	文政10年～文政13年	番入	御目付役
吉村兵作	文政11年～文政11年	大殿様御膳番御刀番兼	御武具奉行
小崎孝作	文政13年～天保12年		御役御免御番入
興津藤左衛門	文政13年～天保2年	番入	御吟味役
伊東友作	天保4年～天保7年		願の通り御役御免
前嶋源蔵	天保5年～天保11年	御番入	御役御免御番入
成沢勘左衛門	天保7年～天保7年		若殿様御近習役
樋口一角	天保7年～弘化2年	御番入	御役御免御番入
渡辺十大夫	天保8年～天保10年		御掃役御吟味役

氏名	在職期間	前職	後職
祢津刑左衛門	天保10年～天保10年	御番入	定火消役
大嶋隼見	天保10年～天保12年		若殿様御近習
上村最仲	天保11年～天保15年	御番入	願の通り御免御番入
平林藤助	天保12年～天保14年	若殿様御近習	御奥支配
西村源蔵	天保12年～天保14年	水道役	御奥支配
安藤右膳	天保15年～嘉永6年	御番入	御城御同心頭
木内求喜	天保15年～?	御番入	
三沢刑部丞	弘化4年～弘化4年	御番入	御吟味役
大日方四郎兵衛	弘化4年～嘉永3年	御番入	御目付
関山平治	嘉永元年～?	御番入	元方御金奉行
小幡保之丞	嘉永3年～嘉永3年	定火消役	御役御免・御番入
中山兵助	嘉永3年～嘉永4年	御近習役	御側御右筆
湯本十学	嘉永4年～安政2年12月	御番入	御城詰
鹿野外守	嘉永6年～安政2年11月	御近習役	元方御金奉行
三村大之助	安政2年～安政4年	感応院様御側御納戸勤仕並	武具奉行
竹内金左衛門	安政2年11月～安政3年10月	御納戸(御側御納戸)	御目付

氏名	在職期間	前職	後職
山岸左内	安政2年12月～安政5年8月24日	御番入	御武具奉行
谷口左伸	安政3年～文久3年	御目付役	御城詰
松木源八	安政4年正月20日～安政5年11月16日	御役場方番入(御番入)	退役
上原弘衛	安政4年8月9日～安政5年3月朔日	御番入	御同心頭
矢野倉謙兵衛	安政5年3月朔日～安政5年10月25日	御番入	御元方御金奉行
福田小平太	安政5年8月24日～文久元年	御番入	御近習役
坂口又治	安政5年10月25日～文久2年	御納戸役	元方御金奉行
池田富之進	安政5年11月28日～明治2年11月26日	御番入	司金
松木源八	文久元年10月～文久4年3月10日	御番入	御番入
白川綾次郎	文久2年3月4日～文久3年8月21日	御近習役	御目付役
福田小平太	文久2年11月20日～文久4年3月	近習役より帰役	退役
堤千治郎	文久2年12月18日～文久3年9月5日	御番入	京都御守衛方兼帯
馬場介作	文久3年3月8日～慶応元年10月9日	御番入	御武具奉行
河口左文太	文久3年8月21日～慶応元年11月9日	御番入	御武具奉行
山田兵衛	文久3年10月14日～慶応元年10月	御番入	御城同心頭
西村源兵衛	文久4年3月10日～慶応元年10月18日	元方御金奉行	御蔵奉行へ帰役

氏名	在職期間	前職	後職
久保九郎右衛門	元治元年5月15日 ～元治元年9月朔日	京都御守衛方	御近習役
横田作大夫	元治2年3月22日 ～元治2年12月22日	御警衛方御番士	御目付
赤澤内蔵之助	慶応2年正月28日 ～慶応3年11月28日	御番入	退役慎
長谷川直太郎	慶応3年8月25日 御近習役～明治2年11月16日	御近習役	勤仕
小野熊男	慶応3年9月16日 ～慶応4年3月	御番入	御武具奉行

氏名	在職期間	前職	後職
高久専之助	慶応4年2月朔日 ～明治2年11月16日	御城詰	勤仕並
相澤龍太郎	慶応4年2月10日 ～慶応4年11月	御番入	御吟味役
赤澤内蔵助	慶応4年閏4月4日 ～明治2年11月16日		勤仕並
柘津静衛	明治元年10月～ 明治2年11月16日		勤仕並
東條清見	明治2年4月6日～ 明治2年11月16日	御目付	勤仕並

出典：「御役方起原并勤方沿革申上控」（あ3405）のうち「当御役先輩より之姓名并転遷之箇所」を基本として、国立史料館編『史料叢書8 真田家家中明細書』（東京大学出版会、1986年）によって情報を加筆した。

史料 弘方御金奉行「御役方起原并勤方沿革申上控」

凡 例

- 一、本史料は当館所蔵「御役方起原并勤方沿革申上控」(あ3405)を翻刻するものである。
- 二、史料のうち「当御役先輩より之姓名并転遷之箇所」は、閲覧の便を別表3としてまとめたため省略している。
- 三、翻刻にあたっては、判読の便を考慮して常用漢字を使用した。また、送り仮名の「者」「茂」はそれぞれ「は」、「も」と、合字は現行の仮名に直した。また、読点及び並列点を適宜付与した。
- 四、平出は二字明け、欠字は一字明けとした。

(表紙)

「

(無題)

」

(本文)

当御役起原より之事実不相分、御朱印御條目等も無御座、且前々より之御勘定帳其外諸帳面証書類等、明和年中より安永年中迄伺之上取崩、反古御用ニ相立残置候、貞享年中帳面之内、山越六郎左衛門・竹内源之丞・山寺藤左衛門等名面御座候得共、委細之儀相分不申候

一 貞享五辰五月十九日野池治太夫・久保九郎右衛門御金奉行被 仰付候、已来享保年中迄は御金奉行と計被 仰付候、享保十九寅年より寛保三亥年迄之間、元方弘方と別御役被 仰付候処、延享二丑七月元方弘方共一同相勤候様被 仰渡、宝曆三申年迄一同相勤申候、尚亦同年八月元方弘方と別御役二被 仰付候

一 御腰物御預之儀、貞享元子年長谷川善兵衛御腰物役被 仰付、元禄九子年 御免、元禄八亥年御金奉行久保九郎右衛門御腰物役兼帯被 仰付、已来同九子年平林忠大夫、享保十七子年正村治兵衛、寛延元辰年藤井彦九郎御腰物役兼帯被 仰付候、宝曆年中より別段被 仰付無御座、御金奉行一同兼役取計仕来候

一 享和年中迄同役一同相勤来候、文化二丑年当番立相勤候之处、同五辰年尚亦当番相崩、一同相勤申候

宝曆以前御元方一同取計候次第、御勘定一紙無御座相分不申候、宝曆元未年御殘金銭同三申年御元三相建候、以後御元方より請取、其外諸向上納之分、御元三相建御

払仕来候、当時取扱候次第

但文政六末年迄は御日記江御払切并中借共附込仕、御払切之分老ケ年切ニ御勘定相極、錢渡之分金銀ニ相直御勘定仕候処、中借引替等之節差引混雜仕候付、金錢請払ニ仕、御払切之分月々御勘定相極中借之分中借金錢帳江記直、上納引替御座候節消置申度旨、伺之上文政七申年より御払切之分月々御勘定仕候

一 御金請取之事

右は御払金高二応請取、通帳を以御元御収納方ヨリ請取、御元ニ相建申候

但月々御殘金三拾兩已上相殘不申候様取調請取可申、右已上相殘候は御余慶方江内預仕、追而請取可申旨文化五辰年被 仰渡候

一 御錢御買上之事

右は御元方并御徳居又は町方より御買上仕御元ニ相建申候、右御錢代金并損錢共御殘御買上帳江記置、御錢代并損錢之分は月々御払御勘定相建申候

但前々御殘兩替御役方ニ而相極月々郡方江通達仕来候処、文政七申年より郡方ニ而兩替相極申候、右已前は上納兩替御払兩替相場違ニ取計、欠錢ニ而損錢之分引渡殘錢御益ニ相立申候処、申年より兩様同兩替取計候様被仰渡候、損錢之義は志貫文ニ付三文宛之御定を以、御殘錢之内ニ而御払ニ相建申候

一 御払切之事

右は御払被 仰渡帳を以御払之帳江記置、御印鑑証文を以相渡申候、諸御日記御勘定帳仕立月々御勘定仕候、尤毎月晦日御殘金申上仕候

但金錢諸御元方一同取調毎月晦日郡方江突合仕候、諸向前々御役方江御払断仕郡方江御払断申上立候上御払申立仕候様、文政七申年被仰渡、同八酉年より諸向郡方江御払断仕候

七月十二月は金錢不殘日記証文江引合、三役立合之上致封印、追而開封之節も三役立合致開封候之様文化五辰年被仰渡候、当時立合請候上御余慶方江内預仕候、封印請不申事

一 中借之事

右は御払被仰渡帳を以中借金錢帳江記置、御印鑑証文を以相渡申候、追而本証文を以引替候分月々御勘定相建申候、尤正金錢上納引替之分共御帳消置申候、且引替之分毎月書上仕候

但郡方支配之分は郡奉行差懸り未書当坐証文を以相渡申候、中借証文御用中借と計ニ而訳書無之分は相渡不申候様、尤郡方は御用中借ニ而不苦候旨、文政五午年被仰渡候、諸向渡方見届御吟味役御目付立合仕候処、文政七申年已来御吟味役計立合候旨被仰渡候

一 内出金錢之事

右は表御納戸御台所御買物所御内借、其外諸向差掛り諸人料有之、御内借仕候分御勘定吟味役割印証文を以相渡申候、内出金錢帳江記置追而上納御坐候分御帳消置申候、

尤毎月御帳差出申候

一 内預金錢之事

右は諸向中借并御内借共上納之分、御勘定相極引替仕候迄内預仕候、其外金錢内預仕候分内預金錢帳江記置、追而引戻候節御帳消置申候、毎年七月十二月両度御帳差出申候

但内預金之儀は御当用江出シ申候付金高多相成候得は、御余慶方江正金内預仕候、七月十二月は御当用御殘金一同不殘御余慶方江内預仕候

一 本上納之事

右は諸向差出証文ヲ以上納仕候分御元江結入申候、諸上納書上帳御元方一同月々差出申候

一 中借上納之事

右は諸向江中借相渡置、追而正金上納又ハ本証文を以引替候節中借通二相成、上納之分御元江建返申候、每月上納書上帳江都合ニ而書上仕候

一 御徒士羽織代之事

右は御徒士詰番被 仰付、御供羽織代木綿合羽代共被下候分、羽織代帳江載銘々印形取、相渡置月々御勘定相建申候

但於江戸表相渡候分証文、此表江差遣羽織代帳江引取置申候、尤江戸渡之分此表御勘定相建不申候

一 御切米渡之事

右は七月十二月御家中上下御切米金相渡申候、御切米掛二而取調渡元帳差遣申候、御勘定吟味役・御吟味役立合渡取帳江銘々印形取相渡、ハ金ヲ以御勘定相建申候

但渡前日渡済共御届仕候

渡定日

九日	御侍	十日	御侍
七月 十日	御侍已下	十二月 十一日	御侍以下
十一日	御目見以下	十二日	御目見以下

右定日病氣差合之面々以名代請取申候、定日請取不申候分差合之趣書付を以相断可申旨、安永四未年七月被仰渡候

御參府 御帰城之節御供面々御切米渡右同様取計仕候、尤渡日相定候得は向々江通達仕候、臨時渡御切米は別元帳を以時々相渡申候、七月十二月両度_ハ金を以御勘定相建申候

但御切米先年は御切米掛二而相渡候由之処、御役方二而相渡来候年曆相記不申候

一 定府并長滯府之面々御切米金之事

右は御金并渡元帳共江戸表江差遣申候

銘々相渡後元帳此表江差戻候上_ハ金を以御勘定相建申候

但長滯府之面々御手充金は初懸二而取調元帳差遣申候、取計方御切米同様御座

候

一 江戸拝借金之事

右は勤番之面々拝借仕此表江罷帰候得は、右証文此表江差遣申候、江戸御内借帳江留置追而上納仕候分江戸表江差遣申候

但於江戸表拝借仕罷帰候上、追而不及上納被成下御払切候趣被仰渡候得は、右証文江御役方ニ而未書仕御勘定相建申候、尤金子江戸表江振替仕此表御払ニ相建申候

一 御参府御道中御入料御勘定之事

右は御道中品々御入料諸向江中借相渡置、右証文共江戸表江差遣向々御勘定相極、引替相済候上本証文此表江相送り申候、別段御勘定帳仕立、金を以御勘定相建申候

但御道中御囲金并増御囲金共諸向中借証文志封、御発駕前日御供御家老中江差出申候、諸向中借証文并御囲金共一紙認、御供御家老御用番御勝手方江一通宛差出申候

御帰城之節は御道中御入料金御囲金共江戸表江差遣申候、諸向江中借相渡証文此表江相送申候、向々御勘定相極引替相済候上御勘定帳仕立、金を以御勘定相建申候

一 江戸表江御用金差出候節は御用金見届帳江金高相記、正金三役立合見届印形仕候上取拵、会所懸江相渡御用金預留帳江請取印形取置申候

但御用金江戸表江差出候節ハ御届仕候

一 關所金之事

右は御元方一同取扱仕候、諸払之儀は御元方より書上仕候付不申上候

一 大般若御祈祷之事

一 御星供御祈祷之事

一 御盆会之事

右は御元方一同相勤申候、勤方万端御元方より書上仕候付不申上候

御腰物

一 吉光御小脇差

一 御腰物櫃一棹

一 御重代其外御腰物并御小道具

右は御元方一同御預仕候、取扱方万端御元方より書上仕候付不申上候

御役所并持場之箇所

一 御役所は御台所統御二階ニ而御元方と相并隔之格子御座候、先年は御元方一同二御座候由承伝候、格子立候時代知兼申候

一 物書并御金番休息所 一階 御役所出入北之方

右は御元方一同持

一 小納戸部屋 一間 御役所入口北之方御納戸役所下

右は御元方御納戸共

一同持

一 御土蔵一戸前 内腰掛裏

右は御元方御納戸共一同御預

御日記其外品々御帳類

一 金錢諸払御日記

宝曆十三末年御仕立諸払 明和二酉年より

同十四申年金錢全揃 文政六末年迄 内(貼紙)「明和七寅年 御金請払/同
八卯年同錢諸払 不足」

一 諸向御払切金錢御勘定帳

宝曆五亥年より

宝曆六子年

内

不足

文政六末年迄

明和五子年

一 御勘定一紙目録

宝曆二申年より

内

明和七寅年不足

文政六末年迄

右は文政六末年迄年切御勘定仕候節之諸払御勘定帳二御座候

一 金錢請払御日記御勘定帳

文政七申年より全揃

右は文政七申年より月々御勘定仕候節御勘定帳二御座候

一 諸向中借金銭帳

天保七申年以來

一 諸向内出金錢書上帳

天保十亥年より以來

一 諸向内預金錢帳

弘化三午年より以來

一 御徒士羽織代帳

宝曆十三末年より全揃

一 江戸拜借証文留帳

一 御参府 御帰城御道中御勘定帳

宝曆九卯年より

七拾八帳

嘉永二酉年迄

内御定式二無御座候分